



たく不合理である。それぞれの月に必要な同行援護時間を、豊中市長は、把握しているの  
であるから、その月に必要な時間を支給決定すればよいだけである。

実際、豊中市長は、請求人に対しては、2023年9月は56時間、2023年10月  
は50時間、2023年11月は50時間、2023年12月は60時間、2024年1  
月は60時間、2024年2月は56時間、2024年3月は56時間、2024年4  
月は57時間、2024年5月は50時間、2024年6月は60時間、2024年7月  
は50時間、2024年8月は50時間と月ごとに異なった支給決定をおこなっている。

### (3) 損害

特定視覚障害者の2023年1月、2月、3月、4月、5月、6月、7月、8月、1  
0月の必要時間は、豊中市長が精査したところによると、いずれの月も70時間を下回  
っている。それぞれの月の、精査した必要時間と70時間の差分時間にかかる、介護給  
付費等の国保連への支払い額が、損害にあたる。

### (4) 措置要求

豊中市長が国保連に支払った、上記の損害を豊中市に返金することを求める。

## 4. 請求の要件審査

令和6年(2024年)4月22日に提出された住民監査請求(以下「本件請求」という。)  
を、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項及び  
第2項に規定する要件を満たしているものと認め、令和6年(2024年)4月25日付で監  
査を実施することと決定した。

## 第2. 監査の実施

### 1. 監査対象部課

本件請求は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17  
年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づく障害福祉サービスの同  
行援護に係る介護給付費の支出(令和5年(2023年)1月から8月まで及び同年10月サ  
ービス提供分)(以下「本件請求に係る支出」という。)についての住民監査請求である  
ことから、福祉部障害福祉課(以下「障害福祉課」という。)を監査対象課とした。

### 2. 請求人からの陳述の聴取等

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設けたと  
ころ、令和6年(2024年)5月20日に証拠等の提出及び陳述があった。その際、関係職員  
の立会いを認めた。

請求人から職員措置要求書の記載を補充する陳述がなされた。

陳述の主な内容は、次のとおりである。

#### (1) 請求人の陳述(要旨)

豊中市長は[ ]裁判において、以下のような主張を  
公の法廷で行っている。

同行援護の繰越利用、年単位での支給を認めるべきだという主張の反論として、被告豊  
中市長は以下のとおり主張した。

「年間単位での支給になると、年単位での計画を立て申請するよう要請することとな

るが、この申請はサービス利用者に対し多大な負担を強いるものである。例えば給料を月給で支給されていた人が、年給で支払われたとしたら、年単位で生活に必要な経費を算出し、生活の状況変化に対応しながら、計画的に使用することが可能か。月給であれば、収入と支出のバランスを考え、お金を使い、月末の残額によって翌月の収支を工夫したり、見直したりすることは可能である。しかし年給になると、スパンが長くなり、計画的に修正を加えながら使用していったとしても、最終月にはお金が尽きていることも考えられる。

そうなったときには、生活が困難になり深刻な事態になっても後の祭りとなる。健常者であってもそれだけ難しいことを、障害のある方が、年単位の計画を立て、使用していくことができるだろうか。サービス利用の場合も同様であり、利用者のサービス利用計画を年間計画で提出させ、当該計画を月単位での修正をせず実行することは、実現可能性からも極めて不適切なものである。」

① 豊中市長は上記裁判において、障害者に対しては年単位での同行援護支給量決定は難しいとして主張しているが、今回の請求事件においては、年単位での計画を立て、その必要時間として特定視覚障害者から211時間の申請を受け、豊中市長はその申請を踏まえて精査した結果、必要時間は215時間と認定したにもかかわらず、年単位240時間を12か月で割った時間数20時間を、漫然と支給決定している。著しく合理性を欠く、支給決定方法である。

② 豊中市長の障害者差別意識。

障害者であれば、年単位の計算ができない。だから月単位でしか支給決定はしないとやっている。明らかに障害者差別。障害者差別というのは何かと言うと、あるカテゴリーにまず人を分け、例えば、あの地域に住んでいる人。あるいは肌が黒い人、障害を持っている人、このようにまずカテゴライズする。そしてそのカテゴライズしたその集団に対して、偏見、思い込みを持つ。そしてその偏見思い込みを表現して、初めて差別が生まれる。明らかにこの豊中市長の発言は、障害者というひとくくりに対して、障害者は全員、年単位の計算ができない、月単位の収支のやりくりしかできない。これは明らかに障害者差別。例えばある特定の地域に住んでいる住民は怖い、犯罪者だ。こういう主張と全く一緒。肌が黒い人種、これは知能が劣る。そう言っているのと変わりがない。

このような障害者差別思想を持っている豊中市長は、自分自身で障害者は月単位でしかやりくりができない、月単位の障害福祉サービス支給決定しかしないとやっているにもかかわらず、年間単位での必要時間を算出して、それを勝手に割り振っている。これは非常に傲慢な態度であると思う。

## (2) 監査委員による聴取 (要旨)

請求人の主張の主な内容は、次のとおりである。

① 「令和6年4月22日付け職員措置請求書 (以下「本件請求書」という。) の記載について、(1) 事実で、特定視覚障害者の支給申請と支給決定に関する記載がされ、事実証明書として、『豊中市長が [ ] で提出した別紙と題する書面』が提出されているところ、今回請求されている事実について、いつごろ・どのように把握されたのか。」についての主張は以下のとおりである。

別紙と題する書面は、令和5年の豊中市長との裁判の過程の中で、豊中市長が証拠として提出したもので、法廷を介して受け取った。

### (3) 関係職員からの意見

意見はなかった。

## 3. 関係職員からの陳述の聴取等

法第242条第8項の規定に基づき、令和6年(2024年)5月20日、障害福祉課主幹、同課課長補佐及び事業所係長(以下「関係職員」という。)から陳述の聴取を行った。その際、請求人の立会いを認めた。

関係職員からの陳述の聴取等の主な内容は、次のとおりである。

### (1) 関係職員からの陳述の聴取(要旨)

事前質問票1回目及び2回目の回答の要旨を含む。

事前質問票1回目については、以下のとおり。

- ① 「本件請求書の記載事項について、誤りがないかどうか、誤りがあるとするなら、その箇所を指摘し、その理由を述べてください。」についての主張は以下のとおりである。

本件請求書における「2023年4月以降、豊中市長は、国保連の請求に基づき、特定視覚障害者にかかる不必要な同行援護介護給付費等を、国保連に支払った。(違法不当な事実2)」とされる部分については、誤りである。市が必要と認めた月当たり70時間の範囲内での利用であり、不必要な同行援護介護給付費ではない。

- ② 「請求人が措置請求する理由について、反論等があれば見解を述べてください。」についての主張は以下のとおりである。

特定視覚障害者についての支給経過について

特定視覚障害者については、審議会等への委員としての出席、所属する福祉関係の団体の市からの受託事業にかかる業務についての役員としての参加等の市の福祉向上の活動に参加する公の役務について、月20時間の非定型の同行援護の支給を行っているものである。

令和4年11月から1年間の支給決定についてみれば(本人の誕生月の翌月から1年間の支給決定が行われる。)、本人から年間の公の役務に係る会議・行事等の内容及び必要時間数(請求人添付の別紙1)の提出とともに1か月70時間の同行援護サービスの申請があった。市においてその内容を精査して、公の役務と認められるものについての必要時間数を判断し、年間を通じて公の役務としての同行援護の必要性があること、月により会議、行事に要する時間が異なるが予定では20時間に近い月が多く20時間を超える月もあること等を確認し、同行援護につき令和4年11月から令和5年10月までを支給期間として1か月70時間の支給を認めたものである。

特定視覚障害者については、年間を通じて毎月公の役務があり、月により必要時間数の変動はあるものの20時間に近い月が多く、20時間を超える月もあることから、毎月ごとに支給変更申請を行う負担をかけることは適切ではなく、年間ベー

スでの公の役務については、年間ベースでの支給決定を行うのが適切であると判断して、1か月70時間の支給決定を行ったものであり、この裁量的判断には合理性があるものである。

また、請求人は「障害者総合支援法は、月ごとに同行援護の支給決定をしなければならないとしているが」と述べているが、障害者総合支援法において同行援護サービスについては、月を単位として量を定め、1年間の範囲内で支給期間を定めるものとされているものである。特定視覚障害者についても月当たり70時間の支給量を1年間の期間において認めたものであり、法違反などではない。

なお、「請求人に対しては」と記載されているが、年間を通じて公の役務があるような事例でなければ、それぞれ月ごとに異なった理由による変更申請がされ、それぞれの変更申請に応じ支給量を判断し、認めているものであり、結果として月ごとに異なった支給決定になっているまでである。

- ③ 本件請求にかかる公文書の簿冊目録については、以下のとおりである。

障害福祉サービス利用者ケースファイル  
明細書（介護給付費等）（電子データ）  
提供実績記録票（電子データ）

- ④ 「特定視覚障害者の2023年1月から8月まで及び同年10月の同行援護の利用時間数（算定時間数）、国民健康保険団体連合会への支出額と支出日について、教えてください。」についての主張は以下のとおりである。

サービス提供月	利用時間 (算定時間数)	支出額	支出日
2023年1月	64時間	189,273円	2023年3月10日支出
同年2月	60時間	167,334円	同年4月10日支出
同年3月	66.5時間	193,627円	同年5月10日支出
同年4月	55時間	159,485円	同年6月9日支出
同年5月	65.5時間	180,044円	同年7月10日支出
同年6月	64時間	188,494円	同年8月10日支出
同年7月	64時間	183,843円	同年9月8日支出
同年8月	58時間	164,573円	同年10月10日支出
同年10月	60時間	177,587円	同年12月8日支出

事前質問票2回目については、以下のとおり。

- ① 「いわゆる非定型としての支給を行う必要がある場合として、視覚障害者の生命・身体に対する危険性が生じる、日常生活又は社会生活を営む上で大きな支障が生じる、等緊急性、逼迫性のある場合、公の役務に従事する場合があるとされているところです。また、公の役務に係る利用に関しては、申請者に毎月ごとに支給変更申請を行う負担をかけることは適切でないとのことです。こうした中、1年間の認定有効期間内において、1か月あたりの支給決定量(時間数)を12か月、すなわち

1年ベースで決定する場合、緊急性や逼迫性という事情を1年ベースで予測することは想定し難いため、あらかじめ想定し得るのは、通常、公の役務に従事する場合であると考えられるところです。1年ベースでの支給決定方法について、公の役務に従事する場合以外で運用している事例があれば、個人情報保護に十分ご配慮の上、その概要をご説明ください。」についての主張は以下のとおりである。

重複の重度障害があり、通院などの生活を保つために支給が必要な事例や重度障害があり、ヘルパー2人での介護が必要な事例がある。

- ② 「また1年ベースでの支給決定方法に関して、例えば当該同一の申請者から1年後、支給申請がなされた場合、1年ベースで決定の必要性も含めて1か月あたりの支給決定量（時間数）が決定されることになるのか、ご説明ください。」についての主張は以下のとおりである。

申請があった場合、勘案事項を勘案し、支給の要否を決定した上で、1か月あたりの支給量およびその支給量を支給する期間を決定している。

それは同一の申請者から1年後申請がされた場合についても同様となる。

## （2）監査委員による聴取（要旨）

関係職員の主張の主な内容は、次のとおりである。

「請求人からの2024年5月16日付け追加意見書に関して、請求人は、概略、『XXXXXXXXXX裁判において、豊中市長が年間単位での支給になると、年単位での計画を立て、申請するよう要請することとなるが、サービス利用者に対し多大な負担を強いるものである。また、利用者のサービス利用計画を、年間計画で提出させ、当該計画を月単位での修正をさせず実行することは、実現可能性からも極めて不適切なものである。』と主張しているが、今回の請求事件においては、年単位での計画を立て、漫然と支給決定している。著しく合理性を欠く支給決定方法であるとされているところ。請求人のこの主張に対して、事実関係の存否も含めて、関係課の主張をお伺いいたします。」についての主張は以下のとおりである。

示されたものは、過去の訴訟において主張した内容であることは認める。

ただ、こちらに関しては、年当たりで支給量を定めることに対して、1か月当たりで支給量を定める合理性について主張したものであり、今回の1か月あたりの支給量を1年ベースで決定することとは全く異なる議論になる。

## （3）請求人からの意見（要旨）

関係職員の主張に対する反論等についての意見は以下のとおりである。

- ① 毎月70時間支給されている特定視覚障害者、50時間を上回る20時間を毎月追加支給されており、豊中市の福祉向上に資するなど公の役務に従事する場合は、追加支給を認めると、豊中市長はずっと言っているが、特定視覚障害者の公の役務の従事内容を見ると、まだ公の役務が確定していない段階で、すでに豊中市長が支

給決定をしている。2022年11月から2023年10月までの支給決定だと思うが、別紙1に、市の委託事業遂行のためや、[ ]のため等書いてある。豊中市長が特定視覚障害者に対して委託している事業で、2023年4月1日から向こう1年間の委託事業である。

将来まだ確定していない公の役務について、前年の2022年10月、11月に先に決定することはおかしい。将来の公の役務、まだ契約もしていないものを、特定視覚障害者からの申請で、行うのはおかしい。

- ② 特定視覚障害者は、豊中市長も認めているとおり、[ ]団体の[ ]。この[ ]は2023年4月に行われた。2022年10月、11月の時点では、特定視覚障害者が[ ]団体の[ ]の任に当たるということは、全くもって白紙である。

そうであるのに、豊中市長は2023年4月以降の[ ]の業務として、打ち合わせや決算の読み合わせ等の支給を行っている。せめて2023年3月あるいは4月に支給決定すべきである。委託契約が4月1日から始まり、[ ]の任期は4月から始まるのであるから、せめて2回は支給申請をさせて、支給決定をすべきであった。それをせずに豊中市長は漫然と支給決定を行っている。精査などはしていない。

#### 4. 監査対象事項

次の事項を監査対象とした。

本件請求に係る支出の違法又は不当の有無について

### 第3. 監査の結果

#### 1. 関係法令の定め

- (1) 障害者総合支援法及び同法施行規則（以下「障害者総合支援法等」という。）

ア 支給決定等

- (7) 市町村は、障害者総合支援法第20条第1項に基づく障害者の申請（以下「支給申請」という。）があったときは、（ア）障害支援区分の認定を行った上（障害者総合支援法第21条第1項）、（イ）当該申請に係る、〈1〉障害者の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況、〈2〉障害者の介護を行う者の状況、〈3〉障害者に関する介護給付費等の受給の状況、〈4〉障害者に関する介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスの利用の状況、〈5〉障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況、〈6〉障害者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容、〈7〉障害者の置かれている環境及び〈8〉障害福祉サービスの提供体制の整備の状況（上記〈1〉～〈8〉は、同法施行規則第12条第1～第3号、第5～第9号所定のもの。以下「規則第12条所定勘案事項」という。）並びに当該障害者から提出されたサービス等利用計画案を勘案して介護給付費の支給の要否の決定を行う（障害者総合支援法第22条第1項、第4～第6項、同法施行規則第12条第1～第3号、第5～第9号）。

- (イ) 「サービス等利用計画案」とは、介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けようとする支給申請等に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者の障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内

容等を定めた計画をいう（障害者総合支援法第5条第22項）。

- (ウ) 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において支給量を定めなければならない（障害者総合支援法第22条第7項）ところ、同項の委任を受けた同法施行規則は、当該期間につき、1か月間である旨規定している（同法施行規則第13条）。
- (エ) 支給決定は、同行援護については、1か月間から12か月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間内に限り、その効力を有する（障害者総合支援法第23条、同法施行規則第15条第1項第1号）。
- (オ) 支給決定を受けた障害者（以下「支給決定障害者」という。）は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類又は支給量を変更する必要があるときは、市町村に対し、支給変更申請をすることができる（障害者総合支援法第24条第1項、同法施行規則第16条）。市町村は、当該申請又は職権により、規則第12条所定勘案事項及び当該障害者から提出されたサービス等利用計画案を勘案し、当該障害者につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定（以下「支給変更決定」という。）を行うことができる（障害者総合支援法第24条第2項、第3項、第22条第1項、第6項、同法施行規則第12条第1～第3号、第5～第9号）。

#### イ 介護給付費の支給

- (ア) 市町村は、支給決定障害者が、1か月間から12か月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービスを行う事業を行う者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）から当該指定に係る障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者に対し、当該サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、介護給付費を支給する（障害者総合支援法第5条第1項、第28条第1項、第29条第1項）。
- (イ) 「同行援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者につき、外出時において、当該障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者の外出時に必要な援助を供与することをいう（障害者総合支援法第5条第4項、同法施行規則第1条の5）。
- (ウ) 介護給付費の額は、1か月につき、 $\langle 1 \rangle$ 同一の月に受けた指定障害福祉サービス等について、障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち主務省令で定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用〔特定費用を除く。〕の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を合計した額から、 $\langle 2 \rangle$ 当該支給決定障害者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が $\langle 1 \rangle$ に掲げる額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額）を減じた額とする（障害者総合支援法第29条第3項）。
- (エ) 支給決定障害者と契約を締結し、その契約に基づきサービスを提供した指定障害福祉サービス事業者は、支給決定した市町村に対して、当該支給決定障害者に代わって介護給付費の請求を行い、市町村から支払を受ける（障害者総合支援法第29条第4項に基づく法定代理受領）。

## (2) 関係通知等

### ア 厚生労働省部長通知

法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である「介護給付費等の支給決定等について」（厚生労働省部長通知）には、支給決定基準等について、次のとおりの記載がある。

市町村は、規則12条所定勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である。（中略）

一方、個々の障害者の事情に応じ、支給決定基準と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合が想定されることから、市町村はあらかじめ「非定型」の判断基準等を定めておくことが望ましい。（以下略）

## 2. 事実の確認

### (1) 同行援護の支給決定基準と支給量

厚生労働省部長通知を踏まえ、豊中市は、介護給付費等の支給決定基準として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく豊中市障害福祉居宅介護サービス等の支給に関するガイドライン」（令和4年4月版）（以下「市ガイドライン」という。）を定めている。

市ガイドラインは、介護給付費等の標準的な支給量をガイドライン(定型支給量基準)として示すものであり、同行援護に係る支給量の基準については1か月当たり50時間を上限としている。

また、個々の障害者の事情に応じ、定型支給量基準と異なる支給決定（いわゆる「非定型」の支給決定）を行う必要がある場合については、生命の危機にかかわることや生活が成り立たなくなるなどの生活を保つために必要な場合、または、市の福祉向上の活動に参加するなど公の役務に当たっている場合等について、事案ごとに判断の上、非定型支給決定を行う運用を行っており、上限基準については設けられていない。

### (2) 特定視覚障害者に対する同行援護の支給決定について

特定視覚障害者から令和4年9月28日付けで、年間の公の役務に係る会議・行事等の内容及び必要時間数の提出とともに1か月70時間の同行援護サービスの支給申請があり、豊中市長は、令和4年11月1日付けで、令和4年11月から令和5年10月までを支給期間として1か月70時間の支給決定（以下「本件支給決定」という。）を行った。

### (3) 特定視覚障害者の同行援護の令和5年(2023年)1月から8月まで及び同年10月分のサービス利用時間（算定時間）並びに介護給付費の国民健康保険団体連合会への支出額及び支出日について

以下の表のとおりである。

サービス提供月	利用時間 (算定時間数)	支出額	支出日
2023年1月	64時間	189,273円	2023年3月10日支出
同年2月	60時間	167,334円	同年4月10日支出
同年3月	66.5時間	193,627円	同年5月10日支出
同年4月	55時間	159,485円	同年6月9日支出
同年5月	65.5時間	180,044円	同年7月10日支出
同年6月	64時間	188,494円	同年8月10日支出
同年7月	64時間	183,843円	同年9月8日支出
同年8月	58時間	164,573円	同年10月10日支出
同年10月	60時間	177,587円	同年12月8日支出

### 3. 判断

#### (1) 監査対象事項について

法第242条第2項において、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為は、たとえそれが違法、不当なものであったとしても、いつまでも住民監査請求又は住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間は、当該行為があった日又は終わった日から1年と定められている。

しかし、当該行為が普通地方公共団体の住民に隠れて秘密裡にされ、1年を経過してから初めて明らかになった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、同項ただし書は、「正当な理由」があるときは、例外として、1年を経過した後であっても、普通地方公共団体の住民が監査請求をすることができることとされている。

当該「正当な理由」の有無については、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査をすれば、客観的に見て監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決）。

また、普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的に見て監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている（最高裁平成14年10月15日第三小法廷判決）。

本件請求に係る支出のうち、令和5年(2023年)1月及び同年2月サービス提供分の支出日は、それぞれ同年3月10日及び4月10日となっている。

本件請求の提出日は令和6年(2024年)4月22日であることから、これらに係る支出に関しては、当該支出日から1年を経過しており、当該支出についての請求は、監査請求の期間を徒過したものとなる。

また、請求人は、事実証明書中の別紙と題する書面から遅くとも当該支出日から1年を経過するまでに、本件請求内容に係る支出があることを知ることができたと解されるため、正当な理由があるものとして、当該支出を本件請求の監査対象とすることはで

きない。

したがって、本件請求の監査対象については、本件請求に係る支出のうち、令和5年(2023年)1月及び同年2月サービス提供分を除く、令和5年(2023年)3月から8月まで及び同年10月サービス提供分に係る支出(以下「本件支出」という。)とする。

## (2) 本件支給決定と本件支出の関係について

市町村は、支給決定障害者が、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者に対し、当該サービス(支給量(支給決定された支給量。以下「決定支給量」という。)の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費を支給するとされている(障害者総合支援法第29条第1項)。

決定支給量の範囲内で、支給決定障害者は指定障害福祉サービス事業者と契約をし、サービス提供を受け、当該支給決定障害者に代わって指定障害福祉サービス事業者が、国民健康保険団体連合会を通じ、支給決定をした市に対し、利用者負担額を除いた介護給付費の請求を行い、市は審査の上、支出を行うこととなる。

請求人は、「特定視覚障害者の2023年3月、4月、5月、6月、7月、8月、10月の必要時間は、豊中市長が精査したところによると、いずれの月も70時間を下回っている。それぞれの月の、精査した必要時間と70時間の差分時間にかかる、介護給付費等の国保連への支払い額が、損害にあたる。」旨主張しているが、本件支出は、本件支給決定に伴い当然に生じるものではなく、決定支給量の範囲内でサービスを利用した実績(以下「支給(利用)実績」という。)に基づき生じるものである。

## (3) 本件支給決定について

### ア 本件申請支給量について

当該関係文書を確認したところ、特定視覚障害者の申請支給量は、1か月70時間となっている。

### イ 本件決定支給量について

当該関係文書を確認したところ、特定視覚障害者の決定支給量は、有効期間を1年間として、定型支給量基準1か月50時間を20時間上回る70時間となっている。

### ウ 本件支給決定の違法性等について

障害者総合支援法等において、市長が介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量(支給量)を定め、又はこれを変更するに当たり、個別の障害者に係る勘案事項及び当該障害者から提出されたサービス等利用計画案を勘案すべきこと以外に何らの具体的な基準は定められていない。

このような障害者総合支援法等の規定内容に照らすと、市長が介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量(支給量)を定め、又はこれを変更することについては、個別の障害者に係る勘案事項及び当該障害者から提出されたサービス等利用計画案を勘案した市長の合理的な裁量に委ねられているものと解される。

そして、その裁量権の行使がその範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものに当たるか否かの審査においては、その判断内容が、事実の基礎を欠くか、又は考慮すべき事項を考慮しないこと等により、社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められる場合に限って、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となると解される。

請求人は、「それぞれの月に必要な同行援護時間を、豊中市長は、把握しているのだから、その月に必要な時間を支給決定すればよい。」旨主張している。

本市において、定型支給量基準については、市ガイドラインで50時間と示されている。

一定の事由がある場合等には、事案ごとに判断の上、これを上回る非定型支給決定を行う運用が行われており、上限基準については設けられていない。

本件について、市は、「特定視覚障害者については、審議会等への委員としての出席、所属する福祉関係の団体の市からの受託事業にかかる業務についての役員としての参加等の市の福祉向上の活動に参加する。」旨述べており、市が非定型支給決定を行う場合に該当するとした市長の裁量判断には相応の合理性があるものと解される場所である。

また、市は、年間を通じて公の役務としての同行援護の必要性があること、月により会議、行事に要する時間が異なるが予定では20時間に近い月が多く20時間を超える月もあるとし、「年間を通じて毎月公の役務があり、毎月ごとに支給変更申請を行う負担をかけることは適切ではなく、年間ベースでの公の役務については、年間ベースでの支給決定を行うのが適切であると判断して、1か月70時間の支給決定を行った。」旨述べている。

本件については、特定視覚障害者の申請支給量が1か月70時間であることを前提に、時間数等の検討が行われた経過を踏まえると、毎月ごとの支給変更申請によらず、1か月70時間を決定支給量とした市長の裁量判断には相応の合理性があるものと解される。

また、請求人は、「特定視覚障害者の公の役務や■■■■の任に当たることが確定していないのに、豊中市長が支給決定をしている。」旨や、「特定視覚障害者に係る委託契約が4月1日から始まり、■■■■の任期は4月から始まるのであるから、せめて2回は支給申請をさせて、支給決定をすべきであった。」旨主張している。

このことに関して、支給決定障害者は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類又は支給量を変更する必要があるときは、市町村に対し、支給変更申請をすることができる（障害者総合支援法第24条第1項、同法施行規則第16条）とされているほか、市町村は、当該申請又は職権により、規則第12条所定勘案事項及び当該障害者から提出されたサービス等利用計画案を勘案し、当該障害者につき、必要があると認めるときは、支給変更決定を行うことができると規定されているところである（障害者総合支援法第24条第2項、第3項、第22条第1項、第6項、同法施行規則第12条第1～第3号、第5～第9号）。

本件支給決定に係る支給量については、特定視覚障害者が公の役務を辞する等の本件支給決定に係る判断の前提事項に大きな変動が見込まれる場合には、申請又は職権により、支給変更決定を行うことも可能であり、請求人が主張する支給決定や支給申請によらないことをもって、障害者総合支援法等上、豊中市長の裁量判断に合理性がないとまでは言えない。

以上のことから、本件支給決定が、事実の基礎を欠くか、又は考慮すべき事項を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものということとはできない。

よって、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法又は不当であるとは言えない。

**(4) 本件支出について**

本件支出（支給（利用）実績は、前述「2. 事実の確認（3）」のとおり）は、適法な決定支給量の範囲内での支給（利用）実績に基づく介護給付費の支出であり、違法又は不当とは言えない。

**(5) 損害の発生について**

前述のとおり、本件支出は違法又は不当とは言えず、市に損害は生じていない。

**4. 結論**

以上のことから、請求人の主張に理由はなく、請求人が求める措置の必要性は認められない。

以上